

第1部 米子市障がい者支援プラン2024の概要

1 米子市障がい者支援プラン2024について

米子市では、「米子市障がい者計画」（計画期間：平成27年度～令和5年度）及び「米子市障がい福祉計画」（計画期間：平成30年度～令和2年度）、「米子市障がい児福祉計画」（計画期間：平成30年度～令和2年度）の三つの計画をまとめた「米子市障がい者支援プラン2018」を平成29年度に策定しました。さらにその3年後には、この間における社会情勢の変化及び国における障がいのある人に関わる法制度の改正等、障がい福祉施策を取り巻く状況の変化を反映した「米子市障がい者支援プラン2021」（以下「支援プラン2021」という。三つの計画とも終期は令和5年度）を策定し、障がいのある人が住み慣れた地域で、自立し、地域社会の一員として社会参加することができる「共生社会」の実現を目指し、障がい福祉施策を推進してきました。

このたび、支援プラン2021が計画期間の終期を迎えることとなったため、必要な見直しを行うとともに新たな項目を設定し、これらの計画をまとめた「米子市障がい者支援プラン2024」（以下「支援プラン2024」という。）を策定しました。

今後は、この支援プラン2024に基づき、国の法改正の動向や本市における障がいのある人の実態やニーズ、施策の課題等を踏まえながら、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

【近年の関係法令等の状況】

- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月）
 - ・「市町村障害児福祉計画」の作成を義務付け
- 障害者による芸術文化活動の推進に関する法律の施行（平成30年6月）
 - ・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするもの
- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の施行（令和元年6月）
 - ・視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る
- 地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律の施行（令和3年4月）
 - ・地域共生社会の実現を図るため、必要な措置を講ずるもの
- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行（令和4年5月）
 - ・障がい有無を問わず誰もが同じように情報を受け取ることができる環境整備を行う
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（令和6年4月）
 - ・合理的配慮の提供について、令和6年4月以降、民間企業においても実施義務化

2 支援プラン 2024 の構成及び位置づけ

この支援プラン 2024 は、法律に基づいて策定することになっている次の計画から構成されています。

(1) 第 2 期米子市障がい者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する障がい者のための施策に関する基本的な方向性を示す「市町村障害者計画」

(2) 第 7 期米子市障がい福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条に規定する障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標などに関する「市町村障害福祉計画」

(3) 第 3 期米子市障がい児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 に規定する障害児通所支援及び障害児相談支援等の提供体制の確保に係る目標などに関する「市町村障害児福祉計画」

「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」は、各根拠法において一体のものとして作成することができるのとされているため、本市でも一体のものとして作成します。

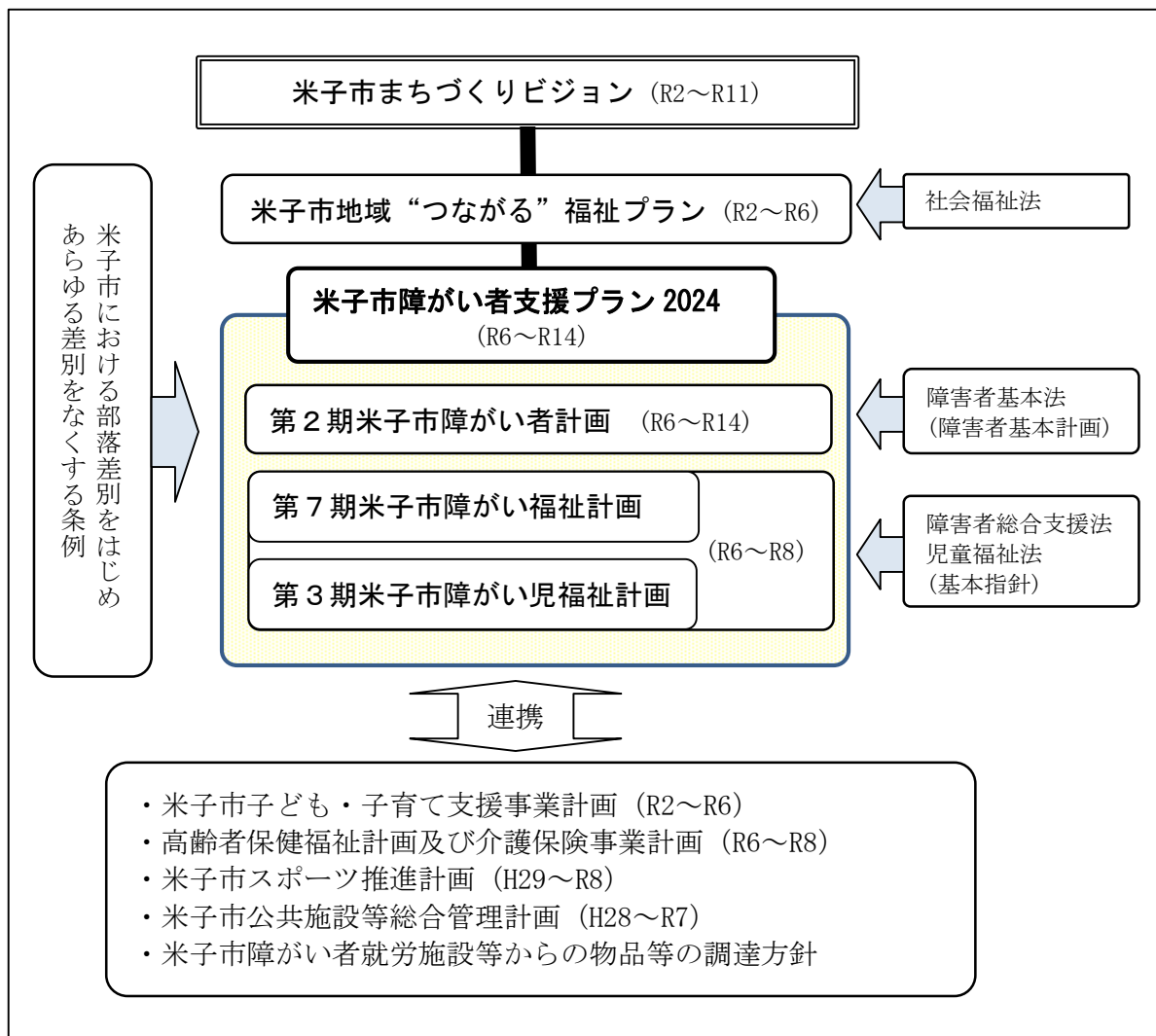
支援プラン 2024 を構成するこれらの計画は、障害者基本法第 11 条に基づき政府が策定する「障害者基本計画」、障害者総合支援法第 87 条に基づき厚生労働大臣が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）の一部改正（令和 5 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 1 号）及び鳥取県が策定する「鳥取県障がい者プラン」の内容を踏まえるものとします。

また、本市のまちづくりの方向性を示す「米子市総合計画¹」及び社会福祉法に基づく「米子市地域福祉計画²」を上位計画とし、関連する各分野の計画との整合性を図ります。

¹ 米子市総合計画／米子市民自治基本条例に基づき策定する、本市の総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画。本市では、まち・ひと・しごと創生法に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に「第 4 次米子市総合計画及び第 2 期米子市地方創生総合戦略」（以下「米子市まちづくりビジョン」という。）を策定している。

² 米子市地域福祉計画／社会福祉法に基づき策定する、本市における地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画。本市では、米子市社会福祉協議会の行動計画である「地域福祉活動計画」と一体的に「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「米子市地域“つながる”福祉プラン」という。）を策定している。

図1 計画の位置づけ



【参考】

各計画の根拠となる法令

○障害者基本法（抄）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 [省略]

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4～9 [省略]

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に

- 基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - (1) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - (2) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
 - 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
 - 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第7項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
 - 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
 - 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
 - 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○児童福祉法（抄）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の

確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (2) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。

11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 計画期間及び構成

(1) 第2期米子市障がい者計画

令和6年度から令和14年度までの9年間の計画です。

本市における障がい者施策の「基本的な考え」及び「基本的な視点」を示すとともに、10項目の分野別の取組を示しています。

(2) 第7期米子市障がい福祉計画

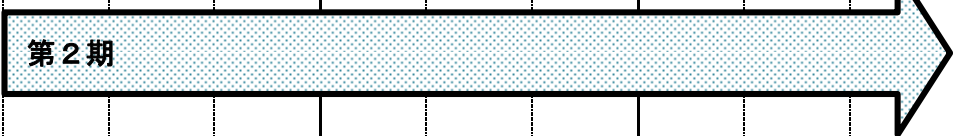
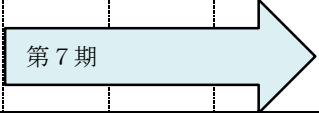

障がい者計画の期間を3年ごとに区切った計画です。

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

米子市障がい者計画に掲げる本市の障がい者施策の基本的な方向性、国の基本指針で示された基本理念及び本市の実情を踏まえ、3年後(令和8年度)の目標値を設定するとともに、障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策を掲げています。

(3) 第3期米子市障がい児福祉計画

障がい福祉計画と一体のものとして、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としています。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
障がい者計画 (障害者基本法)	第2期 								
障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第7期 								
障がい児福祉計画 (児童福祉法)	第3期 								

4 基本的な考え

障がい者計画策定の根拠である障害者基本法は、国が平成 26 年に批准した障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）の理念に基づく法律です。

障害者基本法第 1 条には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と定められており、このような社会の実現を目指していかなければなりません。

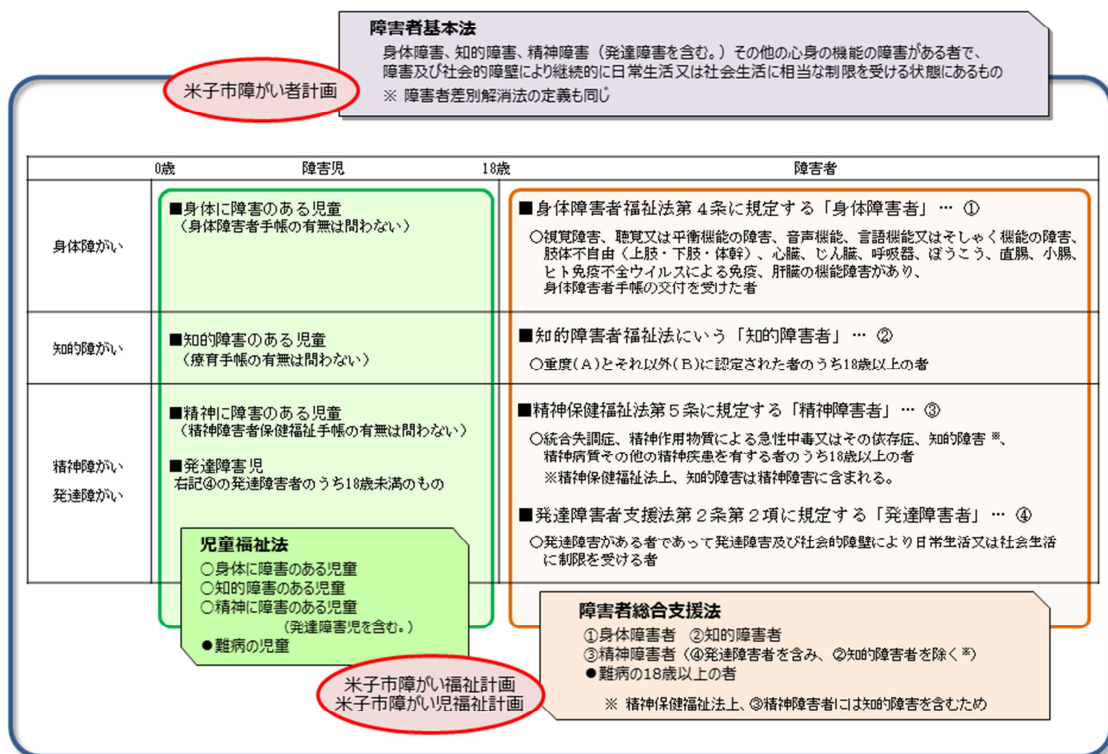
支援プラン 2024 では、「米子市障がい者計画」において、共生社会の実現に向け、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう、福祉、教育、医療、雇用など、各分野における支援を充実するとともに、障がいのある人の社会参加を制約しているさまざまな社会的障壁を取り除くため、本市が取り組むべき基本的な方向性を定めます。

その上で、「第 7 期米子市障がい福祉計画」及び「第 3 期米子市障がい児福祉計画」において、障がいのある人の生活支援に係る具体的な施策である障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、並びに障がい児福祉サービスの提供体制の整備や円滑な実施を確保するための目標値について定めることとします。

5 「障がいのある人」・「障がいのある児童」とは

支援プラン 2024 を構成する各計画の根拠となる法令には、それぞれの法令が対象とする「障害者」及び「障害児」の範囲が定められています。

「障害者」「障害児」に係る関係法令の整理図



【参考】

根拠となる法律及び関係法令の規定

○障害者基本法（抄）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障

害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

○児童福祉法（抄）

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- (1) 乳児 満1歳に満たない者
- (2) 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- (3) 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

○身体障害者福祉法（抄）

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

○知的障害者福祉法

※知的障害者福祉法に知的障害者を定義する規定はない。

- ・「療育手帳」制度は、国の「療育手帳制度要綱」に基づき都道府県知事が実施。
- ・「知的障害者」は、児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害であると判定された者

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抄）

第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

○発達障害者支援法（抄）

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発症するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であつて発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

6 支援プラン 2024 を策定するために行ったこと

(1) 米子市障がい者計画等策定委員会の設置

支援プラン 2024 の策定等のため、学識経験者をはじめ、障がい福祉に関わる行政機関、当事者団体、関係機関及びサービス提供事業者の代表、並びに市民からの公募者から、14 名の方を策定委員として委嘱し、米子市障がい者計画等策定委員会を設置しました。

策定委員会は、令和 5 年 5 月から令和 6 年 3 月までの間に、5 回開催しました。

※策定委員及び開催経過は、「第 5 部 資料編」に掲載しています。

(2) 当事者団体等からの聞き取りの実施

令和 4 年 12 月から令和 5 年 1 月にかけて、本市で活動する 14 の当事者団体などから、障がいのある人の現状やニーズの聞き取りを行いました。

聞き取りによって把握した、障がいのある人や児童の障がい福祉サービス等の利用に係る意見やニーズ、また、障がいのある人や児童を支える家族を含めた生活の中での困り事、要望などの意見については、障がい者計画の分野別の取組、また障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるサービスの見込量等の作成の参考にしました。

※聞き取りの実施内容及び結果等の詳細は、「第 5 部 資料編」に掲載しています。

(3) パブリックコメントの実施

支援プラン 2024 の素案に対する市民意見公募（パブリックコメント）を、令和 6 年 1 月 18 日から令和 6 年 2 月 16 日に実施しました。

パブリックコメントでは、7 人の方から 49 件のご意見をいただき、市の考え方及び対応方針を米子市ホームページで公表するとともに、対応方針に基づき支援プラン 2024 への反映を行いました。

※パブリックコメントの実施方法及び結果等の詳細は、「第 5 部 資料編」に掲載しています。

7 支援プラン 2024 の推進体制

障がい者施策は、福祉、保健、医療のみでなく、教育や雇用など障がいのある人が社会生活のなかで関わるあらゆる分野と深く関係しているため、全庁的な取組として、総合的に計画を推進していきます。

支援プラン 2024 の推進のためには、市民はもちろんのこと、国、県、医療機関、関係団体、企業やサービス提供事業者の理解と協力が不可欠ですので、さらなる連携を図っていきます。

8 計画の実施状況の管理体制

本市では、支援プランの実施状況等を確認するため「米子市障がい者計画等推進委員会」を設置しています。

毎年度、支援プラン 2024 の実施状況の把握、点検及び検証を行い、施策及び事業の適切な実施に努めます。